

文部省資料から見る大学公開講座の発展 ～1945年から1990年まで～（前）

山本珠美

はじめに

- I. 資料について
 - II. 大学公開講座とは何か（本号ここまで）
 - III. 政策文書に見る大学公開講座（以下、次号）
 - IV. データに見る大学公開講座
- おわりに

はじめに

本稿は、第二次世界大戦終戦直後から元号が平成に変わる頃まで約45年間の大学公開講座の発展を、文部省の文書や調査データに基づき概観するものである。戦後のわが国の大学開放、とりわけ公開講座について書かれたものの多くが、執筆時点での事例の紹介・検討であり、歴史全体を見通せるような研究はほとんど存在しないと言って過言ではないため、本稿の試みにも多少の意義があるものと思われる。

I章では大学公開講座について検討するための文部省資料の所在を明らかにし、II章ではそもそも大学公開講座とは何であるのか、その定義と諸課題を検討する（本号ここまで）。そして、III章で審議会答申や高等教育改革に関する文書など、各種政策文書で大学公開講座がどのように扱われてきたか取り上げ、最終IV章で各種データの分析を通してこの時期の大学公開講座の実態を明らかにする。

I. 資料について

大学公開講座について検討するにあたり、はじめに、その基となる資料の所在について記しておく（末尾に資料一覧あり）。第二次世界大戦後の大学に関するデータとしては、統計法に基づく指定統計（基幹統計）である学校基本調査（昭和23年度～現在）によって、学校数、学生数、教職員数などの変遷は分かる。しかし、大学公開講座については調査事項となっておらず、同様のまとまったデータは存在しない。そのため、まずはどこにどのような資料が存在しているのかを探ることからはじめなければならない。

ただし、本稿の趣旨は「文部省資料から見る大学公開講座の発展」であるから、ここで列挙するのは、①文部省が刊行し（ないしは文部省職員が執筆し）、②大学公開講座の調査データを扱っている、という条件を満たした資料のみである（個別大学の報告書や大学公開講座についての研究論文については含まない）。また、III～IV章で検討する審議会資料や高等教育改革関連文書、あるいは予算書も、ここでは取り上げない。

以下、昭和20-30年度間、昭和40年度間、昭和50-60年度間の3つに分けて説明しよう。

I-1. 昭和20-30年度間の資料

II章で詳しく見るように、戦後の国公立大学（のちの新制大学を含む）における公開講座は昭和21年度の文部省委嘱文化講座（翌22年度から専門講座、夏期講座も）という形で再開されるようになった。これは終戦後昭和20年10月の勅令で文部省に復活した社会教育局¹⁾の事業であったため、事実上同局の年報である『社会教育の現状』²⁾（所在が確認されたのは昭和26年6月から昭和39年3月までの間にほぼ毎年度刊行された全11冊）にそのデータが記載されている。そのほか、社会教育局が刊行した（あるいは社会教育局職員が執筆した）文献で、委嘱講座に関し記載されているものとしては、森川立也「学校開放講座と職業教育」（『社会教育』6（2）、1951年、pp.19-22、森川は社会教育課在籍）、『社会教育の展望：社会教育法施行5周年記念：1954年の現状』（1954年）、『社会教育の展望：1955年の現状』（1955年）、『社会教育10年の歩み：社会教育法施行10周年記念』（1959年）、『わが国の社会教育：社会教育法施行10周年記念』（1959年）、『わが国の社会教育：現状と課題』（1965年）がある。

抜け落ちている年度がないわけではないが、以上の資料から、昭和20-30年度間に国公立大学で行われた文部省委嘱講座についてはある程度のデータが揃う（年度により異なるが、大学名、学部名、講座内容、受講者数など）。しかし、それ以外の講座、すなわち、委嘱以外の形態で行われた国公立大学の講座と、私立大学で開設された講座（すべて非委嘱）に関するデータは、見つけることができていない。

この20年間における大学公開講座を振り返った先行研究として、三井為友「我が国における大学開放講座について」（東京都立大学人文学部『人文学報』47号、1965年、pp.5-53）がある。三井論文は「わが国の大学開放講座は、結局のところ文部省が経費を支出して、大学に開放講座を委嘱するものを中心とせざるを得ない事態を招いてきた」（p.9）という指摘をしており、実態としては文部省委嘱講座についての20年間のまとめとなっている。同論文はデータの出典について一部を除きほとんど明記していないのであるが、数値は一致するため、おおむね本稿と同じものに依拠して書いているのではないかと推定される。しかし、昭和38年度について三井は明らかにしているものの上記資料では不明である。そのため、まだ見つかっていない資料が存在する可能性はある。

I-2. 昭和40年度間の資料

昭和40年度間における大学公開講座に関する文部省資料としては、国公立の各大学における具体的な実施状況を含む『大学公開講座の現状：昭和40年度の開講状況一覧』（昭和42年1月12日現在）と『大学開放講座の現状』（昭和48年3月1日）がある。

前者『大学公開講座の現状』は、昭和40年度に実施された国立大学の委嘱・非委嘱を含めた講座一覧（どの講座が委嘱講座であるか分かる）と、公立大学、私立大学そして国公立の短大の講座一覧が挙げられている（ただし、すべての講座が一覧表に掲載されているわけではなく、抜けも少なからずある）。一覧は、講座名、実施主体、開設期間、昼夜別、時間数、参加人員、備考となっている。

後者『大学開放講座の現状』は、国公立大学（短大含む）については昭和47年度の文部省委嘱大学開放講座の開設状況が、私立大学（短大含む）については昭和46年度の講座一覧が掲載されている。国公立大学一覧では、講座名、開設期間・時間数、講座責任者職氏名、協力団体・機関、参加者（男女別／年齢別／職業別）・出席率、講座目的、講師・助言者（職業／講義題名／時間数）、実施後の所感が記載され、一方、私立大学一覧には、講座名、講座内容、開講日時、総日数・総時間数、参加者数（男女別）、対象者、開催場所、受講料が含まれている。かなり詳しい状況が分かると言えよう。

この2点はいずれも文部省委嘱講座以外の講座も含めた一覧となっており、昭和20-30年代には分から

なかった委嘱講座以外の実施状況まで明らかにしている点で、従来のデータとは異なっている。

このほかに、昭和41年度大学公開講座の実態調査（昭和42年3月実施）に基づく「大学における公開講座の現状について」（『大学資料』第26号、1968年、pp.54-59）があるが、この記事には国公立大学の具体的な実施状況までは掲載されておらず、国公立大学の委嘱講座のみ一覧が載っている。もう一つ、五十川隆夫「大学開放講座の概要」（『社会教育』34（8）、1979年、pp.46-49）がある。書かれた時期は昭和54年であり、主たる内容は昭和51-52年度のことではあるものの、昭和25年から昭和50年までの文部省による国公立大学の委嘱講座の推移が掲載されており、昭和40年代の実態が分かる。なお、これら4つの資料とも執筆責任は社会教育局である（4番目の資料執筆者である五十川隆夫には文部省社会教育課振興係長という肩書きが付いている）。

昭和40年度間の他の年度の調査結果はそもそも存在しないのかどうか、社会教育局後身に当たる生涯学習政策局にもご協力いただきながら調べたが、本稿執筆時点では見つけることができていない。

昭和40年度間、とくに昭和44年前後は学生運動の最盛期である。大学行政を担う人々にとっては、大学開放にまで気が回らなかった、ということなのかもしれない。（とはいえ、大学公開講座について調査していたのは大学学術局ではなく社会教育局である。毎年度調査はしていたがまとまった形として残っていないだけなのか。）後述のように（Ⅲ-2）、この時期に議論された大学改革の方向性の中には大学開放（「開かれた大学」理念）が含まれていたものの、そこに明確に「公開講座」が現れるのは昭和51年3月の高等教育懇談会「高等教育の計画的整備について」からである。基礎データである国公立各大学における公開講座実施状況が毎年度公表されるようになるのは昭和50年代に入るのを待たなければならなかった、ということだろうか。

I-3. 昭和50-60年度間の資料

昭和50年代に入ると、国公立大学の公開講座に関する詳細なデータが『大学資料』に毎年掲載されるようになる。『大学資料』は昭和30年に文部省大学学術局より刊行がはじまったものであるが、64・65合併号（昭和52年12月）掲載の「大学教育の改善等の状況について」は「この資料は、昭和52年6月9日付け文部省大学局長照会（対象：短期大学を除く各国公立大学³⁾）に対する報告のうち、主要部分についてとりまとめたものである」として、昭和51年度間における1. 教育課程の改善状況（一般教育の弾力化、総合科目（コース）等の開設・充実、一般教育と専門教育の調和、等）、2. 単位互換等の実施状況（単位互換／研究指導委託／論文審査協力依頼／その他の大学間交流）に続き、3. 大学開放事業の実施状況（大学公開講座の開設／校庭等の体育施設の開放）が掲載される（傍点は筆者による、以下同様⁴⁾）。

この昭和51年度の状況を初出とし、以後、昭和62年度の状況が111・112合併号（平成元年9月）および114号（平成2年10月）に掲載されるまで、12年間毎年度欠くことなく続いた。その後、2年間の空白があって、平成2年度の状況が119・120合併号（平成5年12月）に掲載される⁵⁾。こうして、昭和51-62年度および平成2年度の大学公開講座の状況については毎年度判明する。13年間で若干の記載事項変更はあるが、講座名、分野区分、開設期間、総開設日数、開設時間帯、総開設時間数、受講対象、受講者数が掲載されている。

なお、64・45合併号から89号まで、すなわち昭和51-57年度については、執筆が大学局大学課（55年度分は無記名）、93号から105号まで、昭和58-60年度は社会教育局社会教育課と記されている。そして、文部省組織変更により、107・108合併号（昭和63年7月）掲載の昭和61年度の状況からは生涯学習局生涯学習振興課へと変わっている。

II. 大学公開講座とは何か

II-1. 定義

そもそも「大学公開講座」とは何か。どのように定義されているのであろうか。

「大学公開講座」の法的な根拠は学校教育法と社会教育法である。しかし、学校教育法は、「第九章 大学」（制定当時は第五章）に「大学においては、公開講座の施設を設けることができる。」という条文があるものの（法制定時69条、現在は107条）、公開講座自体の定義は書かれていない。一方、社会教育法ではそもそも大学公開講座という言葉自体が使われておらず、「第六章 学校施設の利用」（制定当時は第五章）⁶⁾において、学校施設の利用による社会教育のための講座として「文化講座、専門講座、夏期講座」などの講座名称を列挙し（48条）、「文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する」と一応定義らしきものを挙げている（48条2項、引用は現行の条文、制定当時は高等専門学校がない）。文部省は（社会教育法制定以前の昭和21年度より）「文部省委嘱講座」という形で予算措置を取り実施を奨励するのであるが、法の記載にも拘わらず、当初は主に予算の事情から48条2項の講座は大学（昭和24年以前はのちに新制大学となる前身校含む）にのみ委嘱したため、これら文化講座、専門講座、夏期講座の3つを「大学開放講座」としていた（『社会教育の現状：社会教育研究大会参考資料』昭和26年6月、p.54）。

表1. 社会教育法に基づく文部省委嘱「大学開放講座」一覧

講座名	教育対象	主目的	委嘱機関	文部省委嘱年度	備考
文化講座	成人	一般的教養	大学・高校	昭和21-26年度	25年度までは大学、26年度は高校へ委嘱
専門講座	成人	専門的学術知識	大学（国公立）	昭和22-35年度	36年度からは大学開放講座として継続
夏期講座	成人	一般的教養又は専門的学術知識	大学（国公立）	昭和22-26年度	

出典：『社会教育の現状昭和28年度』掲載の「社会教育講座比較一覧表」（p.63）に主に基づき筆者作成。

注：文部省が委嘱実施した学校開放講座には、48条2項に基づく文化講座、専門講座、夏期講座以外に、48条3項に基づく社会学級講座もあるが、これは小・中学校で開設するものであるため表からは割愛した。

ただし、文化講座は昭和21-25年度まで（昭和26年度は高等学校へ委嘱、昭和27年度廃止）、夏期講座は昭和22-26年度まで（昭和27年度廃止）と、それぞれ5年間委嘱されたにすぎない。専門講座は昭和22-35年度まで14年間と、他の2講座よりも長く続いたが、昭和36年度には専門講座の代わりに「学校開放等講座」の一部として「大学開放講座」の言葉が使われるようになり、以後委嘱にあたって「専門講座」の名称は使用されなくなる。もっとも「昭和36年度学校開放等講座委嘱要項」委嘱方針には大学開放講座について「大学の開放活動を一層促進するため、大学の施設および専門的知識、技術を一般成人に提供するもので、大学のもつ特性を生かした講座内容とする」と書かれてあり、これは専門講座の「大学における学校開放活動を促進し、それによって大学設置地域の一般成人に専門的学術知識技術を習得させ、もって地方文化の進展に寄与すること」（「昭和35年度専門講座委嘱要項」委嘱の趣旨より）を踏襲したものであるから、その内実は専門講座と変わらないと言って良いであろう。

そのほか、文部省刊行物に見られる大学公開講座に関する定義らしきものは、『大学開放講座の現状』(1973年)に書かれた次の文章であろう。

大学開放講座は、大学がもっている専門的、総合的な教育機能を社会教育面に活用して、社会人に対し、生活上、職業上の専門的な知識技能および一般教養を身につける機会を与えることを目的として開設されているものである (p.1)。

ここで注目すべきは、従来の文部省委嘱専門講座・大学開放講座の定義にはなかった「生活上、職業上の」および「一般教養」が加わっていることであろう。社会教育法48条2項の文化講座(成人の一般的教養に関する講座)に由来するものも含む定義としたのであろうか。この定義は、例えば五十川隆夫「大学開放講座の概要」でも使われており、また、「大学教育等の改善等の状況について」(昭和61年度、『大学資料』第107・108合併号)以降、同種記事の冒頭に、一部変更を加えた上、ほぼ同様の文章が掲載されている。

大学公開講座は、大学が有する専門的、総合的な教育機能を社会教育面に活用して、人々の生活上、職業上の知識、技術及び一般的教養を身に付ける学習機会を提供するものであり、地域における生涯学習の機会の一つとして極めて有意義なものである (p.129)。

大きな変更点は「社会人に対し」の削除であるが、実際に行われている講座の中には子どもを対象とするものも相当数含まれることから、このような変更がなされたのではないかと推測される。社会教育法48条2項はあくまでも成人に対して行われる講座を規定したものであるため、社会教育法に根拠を求めるならば実態との乖離が生じていることになる。(その他、「職業上の」の後の「専門的な」が削除され、「技能」が「技術」に変更されている。)

この「社会教育法に根拠を求めるならば」という点に問題が孕まれているのだが、それは「大学開放講座」が「大学公開講座」になっていることとあわせて、次節以降で述べる。

II-2. 公開講座か、開放講座か

ところで、文部省文書を眺めていると、直近2つの引用文からも分かるとおおり、「大学開放講座」と「大学公開講座」という2つの用語が混在していることが分かる。何か違いがあるのだろうか。

学校教育法では「公開講座」が使われており、社会教育法では公開講座も開放講座も使われず「文化講座、専門講座、夏期講座」という言葉が使用されていることは既に述べたとおりである。大学で行われる「公開講座」なり「開放講座」なりを説明する際、法的根拠としてはこの2つの法が挙げられるのではあるが、昭和20年代以来、実際に講座が行われるとき、それは学校教育法に基づく「公開講座」としてというよりも、社会教育法に基づき、社会教育局が委嘱という形で予算配分をしながら実施される「専門講座、文化講座、夏期講座(以下、専門講座等)」だった。大学学術局(昭和24年の新制大学発足以前は学校教育局大学教育課)ではなく、社会教育局の所管事業だったのである。

社会教育局ではこれを「学校開放」施策の一部として位置づけていた。昭和20年代以来、各年度『社会教育の現状』には専門講座等の文部省委嘱講座をはじめとするさまざまな社会教育講座の現状が記載されているが、これらの講座は「学校開放講座」「公民館定期講座」「その他の講座」などに分類されていた(『社

会教育の現状昭和27年度』p.60)。専門講座等は当然のことながら学校開放講座の中に含まれるわけだが、学校開放講座のうち特に大学で行われるものを、社会教育局は独自に「大学開放講座」という言葉で表したのである。『社会教育の現状：社会教育研究大会参考資料』（p.54）に「文部省として行っているこの三講座（筆者注：専門、夏期、文化の三講座）を一括して、ここでは大学開放講座と呼んでおく。」という一文がある。表1参照。）そして、少なくとも各年度『社会教育の現状』には「大学開放講座」という言葉が専ら使用されており、「大学公開講座」という用語は使われていない。ただし、社会教育局内で「公開講座」が全く使われていないかと言えばそうでもなく、例えば社会教育審議会答申「学校開放の実施運営はいかにあるべきか」（昭和30年3月18日）の「3. 大学における学校開放」の中では大学が行う自主的な開放活動として「公開講座」を挙げているし、『大学公開講座の現状：昭和40年度の開講状況一覧』の例もある。とはいえ、ある時期までは社会教育局では「大学開放講座」という用語の方が一般的に使われていたようである。

この状況に変化が見られるのは、昭和50年頃からである。それまで文部省内において「大学が行う一般向けの講座」は社会教育局が専ら関与するだけであった。しかし、昭和40年代後半、大学改革の議論が盛んになると、「開かれた大学」「高等教育全体の構造の柔軟化、流動化」がスローガンとして掲げられるようになり、大学局でも「大学が行う一般向けの講座」に注目するようになる。その時、法律にはない、社会教育局が独自に作った用語である「大学開放講座」ではなく、学校教育法にある「公開講座」を使うことになったのではないか。のちに詳しく述べるように（Ⅲ-2）、高等教育懇談会がとりまとめた高等教育改革に関する文書「高等教育の計画的整備について」（昭和51年3月15日）では「公開講座」が使われ、さらに昭和51年度以降毎年度、大学改革に関する大学局長照会に基づく報告が『大学資料』で公表される際にも「公開講座」が使われる。文部省が刊行する文書の中で「大学開放講座」から「大学公開講座」に主に使われる用語が変わったのは、この問題が社会教育局だけでなく大学行政のいわば本流でも扱われるようになったことが関係しているのではないかと思われる。中央教育審議会答申の「地域社会と文化について」（昭和54年）、同「生涯教育について」（昭和56年）、あるいは臨時教育審議会答申「教育改革に関する第二次答申」（昭和61年）、いずれも「開放講座」ではなく「公開講座」が使用されている。

そもそも「学校開放」という言葉自体が法律用語ではない。このことについて、社会教育審議会が建議「学校開放活動促進方策について」（昭和28年2月16日）において、「「学校開放」という言葉を法律上の用語とすること」と提言をしている。同時に、「学校教育法中に学校開放を積極的に行う条項を設けること」「学校は学校開放活動のための部課あるいは係を設けること」「学校の設置者は、学校教育費の中に学校開放活動のための経費を計上すること」など、学校自身が主体的積極的に学校開放活動に臨むための建議も行っている。社会教育審議会は「社会教育」の枠組みを超え、「学校教育」領域にまで踏み込んだ発言をしているのである。社会教育審議会のこの姿勢は答申「学校開放の実施運営はいかにあるべきか」（昭和30年3月18日）にも現れており、文部省の措置として「学校開放が社会教育局のみの所管事項でないことに鑑み、他局課との充分なる連携をとりその根本的な解決を図り、必要に応じ中央教育審議会にも諮問すること」を要望している。しかし、昭和20-30年代の段階では、社会教育局・社会教育審議会のこのメッセージは学校教育の担当部局には十分届かなかったようである。なお、このことは委嘱講座が非委嘱による自主講座かということとも関わってくるので、節を改めて述べることにする。

大学の現場においては、「大学開放講座」と「大学公開講座」の内実に実質的な違いがあるわけではない⁷⁾。些細な違いと言ってしまうとそれまでである。ただし、どちらの用語が使われるかによって、文部省のどの部局がどの法に基づいて発言しているのかは分かる。そして、「大学開放講座」ではなく「大学

公開講座」が使われるようになったということは、社会教育法を根拠とする講座から学校教育法を根拠とする講座となったこと、すなわち、大学教育の「社会教育面での活用」という「傍流」的立場から、大学行政（大学運営）の「本流」になったこと、を意味するのではないだろうか。少なくとも、「学校開放は社会教育局のみの所管事項ではない」との主張が（ひとまず大学開放については）ようやく認められるようになった（なりつつあった）、と言えまいか。言葉の使い方をめぐって、大学局と社会教育局の間で何らかの対立があったのかどうかまでは分からない。ただ、「些細な違い」で済まされないものが用語の使用法において感じられるのである⁸⁾。

II-3. 委嘱講座か、自主講座か

前節の「社会教育法を根拠とする講座から学校教育法を根拠とする講座へ」「傍流から本流へ」ということについて、言葉の違いではなく、別の角度から検討してみよう。

文部省社会教育局は「大学が行う一般向けの講座」を奨励するために、「文部省委嘱講座」という形で予算措置を取ってきた。それは社会教育法制定以前の昭和21年度からなされてきたことであるが、社会教育法制定後は同法48条2項を根拠に行われた。しかし、委嘱は国公立大学（主に国立大学）に対して行われただけである。私立大学、例えば慶應義塾大学では早くも昭和21年に「慶應義塾大学公開講座：民主主義講座」を開講して、米山桂三が「世論と民主政治」、浅井清が「政府の憲法草案と民主主義」を講義し⁹⁾、中央大学でも遅くとも昭和23年には毎週一回（土曜日午後2時から）の公開講座を実施している¹⁰⁾。これらは文部省委嘱ではなく自主的に開講したものである。

昭和20-30年代の文部省委嘱講座については『社会教育の現状』にある程度のデータが掲載されているが、自主的に開講された講座についてのデータは不明である¹¹⁾。ようやく『わが国の社会教育：現状と課題』（1965年）に「現在、国公立大学で開放講座を開講しているものは多数あるが、国立大学で昭和39年度に行われたものについてみると、その講座数は87講座、参加人員は約1万人にのぼっている」（p.32）と出てくるくらいである。この年の委嘱講座は63講座であるから、自主的に開講されたものは24講座ということになり、国立大学の開設講座では全体7割強が委嘱講座、3割弱が自主講座ということになる。また、翌40年度については『大学公開講座の現状：昭和40年度の開講状況一覧』によると、国立大学74校中41校が86講座を開講しており、そのうち委嘱講座は57講座であるから、29講座は委嘱によらず開講されたものである。さらに、同書には国公立大学（短大を除く）あわせた数値が掲載されており、全大学346校中94大学があわせて291講座を開講しているので、委嘱講座は大学公開講座全体の20%弱となる。（ただし、この年度の委嘱講座数57は『大学公開講座の現状：昭和40年度の開講状況一覧』に掲載されているものであり、五十川隆夫「大学開放講座の概要」（『社会教育』34（8））では55講座、「大学における公開講座の現状について」（『大学資料』第26号）では61講座となっている。）

文部省社会教育局は昭和21年度以来、奨励措置として「委嘱講座」を行っていたわけであるから、将来的には各大学が委嘱という形を取らずとも自主的に講座を開講するようになることが望ましい。しかし実際にはなかなかそうはならなかった。前節で触れたように、社会教育審議会は建議（昭和28年）、答申（昭和30年）によって、学校開放に対する学校自身の積極性主体性を求めるのであるが、それは実態が正反対であったためである。『社会教育の展望：1955年の現状』にも、学校開放について、同様の指摘が見られる。

社会教育における学校開放の意義はきわめて大きい、そしてそこに期待されているものは単に、学校開放講座を開講するばかりではなく「学校の教職員組織および施設、設備等の一部もしくは全部を

社会教育の振興のために開放し、その利用に供すること」となっており、それへの期待は大きい。しかしながら実際には、戦後の学校教育がその制度の一大変革、内容の改変、学生、生徒、児童の急激なる増加等々のために、それが整備に忙しく、文字どおり寧日いとまなき状態であるため、これを一般社会人ないしは地域社会へのサービスとするにはその手が十分に及んでいるとはいえないのであって、わずかに行政機関である文部省、教育委員会からの委嘱によって、ここにいう学級、講座をきわめて受身の形で開設しているにすぎない。

しかしながら、新教育の理念に立って、学校の正しいあり方、またその教育の真の意味での成果を挙げるためには、どうしても前述した部門にまで、学校自体としても手を広げてゆかなければならないことは火を見るより明らかであり、よしたとえ今日の状態においては、いくたの困難があるにもせよ、近い将来必ずや、その活動が活発化されるであろうことを期待してやまないものがある (p.69)。

ここで指摘された受身の姿勢については「大学開放」にもあてはまることであり、文部省委嘱専門講座の問題点として「大学自体としての開放講座、公開講座へという方向へいまだ踏み出していないこと。もちろんそのためには行政上もさらに整備されなければならない点も少なくないのであるが、現在の社会教育の面からの誘い水によってのみ、これがなされるという傾向はやがては排除されなければならないであろう。」(同上、pp.71-72)と指摘されている。

社会教育局は大学公開講座を「社会教育からの働きかけ (= 委嘱)」によってではなく、学校教育 (この場合大学教育) が自らの役割として認識することの重要性を繰り返し述べている。ただし、この点について、三井為友は委嘱講座の根拠となっている社会教育法の条文それ自体に問題があるのではないかと指摘している。学校側の意識 (あるいは意識を形成する条件) に問題があるというよりは、社会教育法そのものに問題がある、ということである。

三井が昭和40年の段階で指摘したことは以下のようなものである。(委嘱は主に国立大学が対象だったので、国立大学だけのことをまずは考えることとする。) 社会教育法48条は「学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。」(制定当時、現在は「学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し」の部分改正されている) というものであるが、講座の開設は学校の管理機関 (44条により国立大学の場合は文部大臣となる) が学校に対し「求めることができる」ものである。このことに対して三井は、次のように述べる。

求めるということは、任意的なものであり、その義務性とか当然性とかいうものが考えられているものではない。また、管理機関から「求められること」なしには、学校 (大学も含めて) 側が、みずから進んで開設するようなことは考えられていない。自主的自発的に開設することへの奨励の意味は全く含んでいないものと見られるのである (三井前掲論文、p.7)。

そもそも、社会教育活動のための学校施設の利用については、学校の自発性において行われるものでなく、「学校の管理機関」が施設利用をするものであるという考え方がこの章全体を貫いていると三井は指摘する。すなわち、44条に、「学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。」と規定するなど、社会教育活動を展開するのはあくまで「学校の管理機関」としているのである¹²⁾。これでは学校 (大学) 自身による

主体的な社会教育活動の展開を奨励するための条文とはいえない。

さらに、この「学校施設の利用」の章は国公立の学校の社会教育的利用について規定しているだけであり、「このように国公立の学校における主体的な社会教育活動を奨励する意図に欠けている状況においては、私立学校の側での自主的開放活動を、教育行政機関が財政的に援助奨励しようなどという意図は全く見られないといわねばならない。わが国における大学開放講座の不振の一因が、こうした行政的配慮の不備の中にも追求されるわけである」（同上、p.8）。そして「以上のような法規定の発想から由来して、わが国の大学開放講座は、結局のところ文部省が経費を支出して、大学に開放講座を委嘱するものを中心とせざるを得ない事態を招いてきた」（同上、p.9）と三井は述べる¹³⁾。

社会教育法のみによつて依拠するならば、確かに自主的な講座開設ということは想定されていないと言わざるを得ない。そもそも社会教育法は「社会教育のために学校施設を利用できる」ことを規定しているだけであり、学校自身の「学校開放」を定めているのではない。そして、一方の学校教育法はどうかと言えば、社会教育法が曲がりなりにも独立した章として「学校施設の利用」を設け44-48条の条文を定めているのに対し、学校教育法では「学校施設の利用」に関してはわずかに137条（法制定時85条）しか定めていないという有様である。既に昭和28年に社会教育審議会が指摘していたとおり、学校自身による「学校開放」については法的根拠が弱いのである。

学校自身の「学校開放」を定めるのは、社会教育法なのか、学校教育法なのか、それとも双方なのか。その問題はひとまず置いておくとして、学校自身の「学校開放」を定めている条文が皆無というわけではない。それが学校教育法107条（法制定時69条）「大学においては、公開講座の施設を設けることができる」である。この条文について、三井は「社会教育法の不備が、学校教育法第69条を空文化させ、いまだいかなる監督庁も「公開講座に関し必要な事項」を定めていないという状況を招いていると見なければならぬ」（同上、p.8）と述べているのだが、社会教育法が不備だから学校教育法が空文化するという論理は、いかがであろうか。確かに同条2項には必要な事項は監督庁＝文部科学大臣が定めるとあるが、平成18年の教育基本法全面改正を受けて翌19年に学校教育法も大きく改正されたにもかかわらず、現在に至るまでいまだ何も定めていない。それがあつた時期（昭和40年代）までは文部当局からの奨励援助の不在を意味していたことは否めないものの、一方で、大学には自由がある、と、プラスに捉えることも可能である。ここに大学による自主的主体的な展開を担保することができる（できている）と言えはしないだろうか。

ところで、社会教育局による「委嘱講座」という形式はいつ頃まで続いたものであろうか。斎藤諦淳編『開かれた大学へ：大学の開放及び大学教育改革の進展』（1982年）によると、文部省は各国立大学の公開講座開設に必要な経費として昭和51年より予算を計上し、また私立大学には同じく昭和51年より特別補助という形で公開講座に必要な経費の一部を補助する措置を講じるようになった（p.63）。同書の編者である斎藤は大学局大学課長であり、ほかの執筆者も同課職員である。予算についてはⅣ章で詳しく検討するが、昭和51年を境に社会教育局から大学局へ経費の出所が代わり、大学教育費そのものの中に公開講座が予算化された。ようやく大学局が予算措置という形で公開講座に関与するようになったのである。

（以下、『香川大学生涯学習教育研究センター』第21号に掲載予定。）

Ⅲ. 政策文書に見る大学公開講座

Ⅳ. データに見る大学公開講座

おわりに

[注]

- 1) 社会教育局は昭和4年に従来の普通学務局社会教育課が局に格上げとなって誕生したものであるが、昭和17年に消滅していた。
- 2) 昭和26年度にはじめて作成された『社会教育の現状』は、同年度版の副題のとおり、そもそもは社会教育研究大会の研究資料に供するために編集されたものである（「はしがき」より）。社会教育研究大会は文部省と各都道府県の共同主催の下に昭和22年度から開催されているもので、本冊子は国の社会教育に関する行政上の施策が広範囲の人々に理解され、実践上の参考となることを願って、『社会教育の現状1963』まではほぼ毎年度刊行された。
- 3) 短大については毎年度の調査データはないが、『大学資料』第107・108合併号（昭和63年7月）に「短期大学教育等の開放等の状況に関する資料」という記事が掲載されているため、昭和62年度の公開講座開設状況は分かる。なお、この記事の執筆責任は、生涯学習局生涯学習振興課ではなく、高等教育局専門教育課である。
- 4) この種の記事は第64・65合併号に突然現れたものではない。ほぼ5年前の『大学資料』第45号（昭和48年1月）には「国立大学の教育課程の改善に関する動きについて」（昭和46年度）という記事がある。この記事は「昭和47年3月29日付文部省大学学術局長から各大学長宛の照会「大学改革の状況等について」に対する報告のうち、国立大学の教育課程の改善に関する部分を取りまとめたもの」であり、体裁・内容は、第64・65号に掲載された「1. 教育課程の改善状況」と近似している。その後、第48号（昭和48年11月）に昭和47年度について、第54号（昭和50年3月）に昭和48年度についての報告が掲載されるが、昭和47年度からは「2. 単位互換等の実施状況」に該当する項目が加わっている。第57・58合併号（昭和51年3月、昭和49年度の報告）、第60・61合併号（昭和51年12月、昭和50年度の報告）になると「国公立大学の教育課程の改善に関する動きについて」とタイトルが変更され、国立大学のみならず公立大学、私立大学をも含めた照会のデータが掲載されるようになる。しかし、ここまで5本の記事は教育課程の改善と単位互換についてのみ書かれており、公開講座については何も記載がない。そして、第64・65号に記事タイトルが再度変更され「大学教育の改善等の状況について」となり「教育課程」が消えるとともに、その内容に「3. 大学開放事業の実施状況」が加わった。この昭和51年度の大学局長照会から新たに大学開放に関する項目が加わったとも考えられる一方（大学局で公開講座が予算化されたのは昭和51年度からである。本文Ⅱ-3参照）、そもそも昭和47年3月の大学学術局長照会以来「大学改革の状況等について」（昭和49年7月の照会からは「大学改革の状況について」というタイトルがつけられており、また「報告のうち教育課程の改善に関する部分を取りまとめたもの」と書かれてあるので、「教育課程の改善に関する部分」には該当しない大学開放については、照会があったが『大学資料』には掲載されなかった、とも考えられる。しかし、後者の推測が正しかったとしても、その結果は現在のところ見つかっていない。
- 5) 『大学資料』第119・120合併号に掲載された平成2年度の状況が、同誌において大学公開講座に関する詳細なデータが掲載された最後である。
- 6) 学校施設の利用については、学校教育法にも「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。」（法制定時85条、現在は137条）という条文があり、これも大学公開講座の法的根拠の一つとされる。学校教育法のこの条文と、社会教育法44条には微妙な差異がある。学校教育法は、社会教育法のように、学校の施設を社会教育のために利用させる「学校の管理機関」という言葉は出てこない。Ⅱ-3で取り上げた三井為友による社会教育法44条の解釈も参照のこと。
- 7) 筆者の本務校である香川大学の場合を例にとると、昭和53年度～平成2年度までの「大学教育開放センター」時代は「大学開放講座」を使用していたが、平成3年度に「生涯学習教育研究センター」に改組された際、「従来の大学開放講座を、大学公開講座として継続して実施する」こととなった（4月25日センター長記者説明手持資料）。その際には「社会人が余暇時間を利用して大学公開講座を受講するだけでなく、労働時間内に組織的な教育・訓練が受けられるような講座システムと教育プログラムを開発し、その評価方法を検討する」「学習成果の評価方法の基準を研究開発し、独自システムによる単位加算制度や学部授業との相互乗り入れの方法を検討する」ことが考えられていたようであるが、実際は何も変化がなかったというのが実

情である。そして、当時の「原義書」を見ると、当初数ヶ月間は本来「公開講座」とすべきところを「開放講座」と書いてあるなど、2つの言葉が混在している状態であった（以上、香川大学生涯学習教育研究センター『平成3年度公開講座関係書類綴』より）。

- 8) 『大学資料』第26号（1968年）掲載の「大学における公開講座の現状について」は、よく読むと、委嘱講座については「大学開放講座」を使用しつつ、委嘱講座・非委嘱講座全体に関して述べる場合は「大学公開講座」を使う、という使い分けをしているように見える。『大学公開講座の現状：昭和40年度の開講状況一覧』（1967年）は委嘱講座も非委嘱による講座も含んでいるので、タイトルに「大学公開講座」を使ったのかもしれない。しかし、それでは『大学開放講座の現状』（1973年）は非委嘱講座も掲載しているのに、なぜ「大学公開講座」ではなく「大学開放講座」を使用しているのか、説明できない（同書は一貫して「大学開放講座」を使用している）。
- 9) 米山桂三『世論と民主政治』および浅井清『政府の憲法草案と民主主義』（いずれも日黒書店、1946年）の表紙に「民主主義講座（慶應義塾大学公開講座）」との記載がある。
- 10) 中央大学公開講座委員会編『現代文化哲学の諸問題』日本図書株式会社、1948年、p.1.
- 11) 昭和30年代に入り、統計法に基づく指定統計（現在は基幹統計）として文部省は社会教育調査をはじめることとなった。昭和30年代においては、昭和30年、35年、38年に実施されている。調査項目には「社会教育講座」があり、昭和30年調査には「学校が行った社会教育講座」として「社会学級講座、夏期講座、専門講座、文化講座、その他」に関するデータもある。社会学級講座は小・中学校で開設されるもの、その他は不明なのでひとまず置いておくとして、夏期講座229、専門講座331、文化講座386、以上計946講座である。しかし、社会教育法48条2項はこれら三講座を大学または高等学校において開設するとしているため、大学が開設したものがその中の何講座であるか判別できない。そして、三井為友も指摘しているとおり、専門講座を担当した講師の構成比をみると、高校教員が約3分の2（67.8%）を占めていることから（大学教員は6.7%）、その多くは高校で実施されたものではないかと述べている（三井前掲論文、pp.28-29）。夏期・専門・文化の三講座あわせても講師比は高校教員が49.1%に対し大学教員は9.4%である。さらに三講座がどこで行われたか、開設場所で構成比を見ると、小・中学校が最も多く47.9%、次いで高校27.2%、公民館17.7%、その他6.3%、そして大学は1.0%、実数にして9講座のみである。もちろん、主催はあくまでも大学や高等学校で、受講者の便宜を考え小・中学校や公民館を借りて開催したということかもしれないが、それにしても大学が会場になった例が著しく少ない。さらに昭和35年調査では、この年は文化講座の区分が消滅しているため専門講座と夏期講座のみとなるが、専門講座7,166、夏期講座1,500、計8,666講座と5年前に比べ激増しているのであるが、これを実施機関別にみた場合、公民館が圧倒的に多く69.4%で、高等学校は0.4%、大学は0.1%に満たず、大学は実数にして5講座なのである（調査対象である昭和34年度の文部省委嘱専門講座は27講座あるはずなので、そもそもこの数値が正しいのかわりか疑問である。ただし、開設された場所による分類になると、高等学校は2.0%、大学は2.4%となり、大学は実数にして206講座になる）。昭和38年実施の社会教育調査になると、調査項目に社会教育講座はあるものの、文化講座、専門講座、夏期講座の区分が消滅してしまう。以上の理由により、社会教育調査からは大学開放講座の実数を明らかにすることはできないのである。
- 12) ただし、これは社会教育法の場合であって、学校教育法では若干条文が異なっており「学校の管理機関」が登場しない（注6参照）。なお、これらの条文は制定時から改正され、現行法の場合は事情が少々異なる。国立大学に限って記載すると、44条に言う「学校の管理機関」はその2項において国立大学法人の学長であることが定められ、かつてのように文部科学大臣ではない。そのため、現在では社会教育法上、大学自身が主体的に社会教育活動を展開することは可能である。ただし、48条の方は「学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、社会教育のための講座の開設を求めることができる」が「文部科学大臣は国立学校に対し、社会教育のための講座の開設を求めることができる」と改正されたため、文化講座、専門講座、夏期講座の開設は従来通り文部科学大臣が「求めることができる」ものなのである。
- 13) 学校開放にかかる私立学校への財政的援助については、早くも社会教育審議会建議「学校開放活動促進方策について」（昭和

28年2月16日)において「社会教育法中に国又は地方公共団体は私立学校に対して学校開放活動を勧奨することのできる条項を設けること」「国又は地方公共団体の勧奨によって私立学校が行う学校開放活動に対しその経費の全部あるいは一部を国又は地方公共団体が補助できるようにすること」と指摘されていた。

[資料一覧]

1) 大学公開講座に関する文部省資料 (出版年順)

- 森川立也「学校開放講座と職業教育」、『社会教育』6(2)、1951年、pp.19-22.
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状：社会教育研究大会参考資料』(昭和26年6月)、1951年.
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状昭和27年度』(昭和27年6月)、1952年.
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状昭和28年度』(昭和28年9月)、1953年.
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状1954：社会教育法施行5周年記念』(昭和29年6月)、1954年.
- 全日本社会教育連合会編(文部省社会教育局監修)『社会教育の展望：社会教育法施行5周年記念：1954年の現状』1954年.(『社会教育の現状1954』の改訂増補.)
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状1955』(昭和30年12月)、1955年.
- 社会教育研究会編(文部省社会教育局監修)『社会教育の展望：1955年の現状』1955年.
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状1956』(昭和32年3月)、1957年.
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状1957』(昭和33年3月)、1958年.
- 文部省社会教育局編『社会教育10年の歩み：社会教育法施行10周年記念』1959年.
- 文部省『わが国の社会教育：社会教育法施行十周年記念』1959年.
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状1960』(昭和35年2月)、1960年.
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状1961』(昭和38年3月)、1963年.
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状1962』(昭和38年3月)、1963年.
- 文部省社会教育局編『社会教育の現状1963』(昭和39年3月)、1964年.
- 文部省『わが国の社会教育：現状と課題』1965年.
- 文部省社会教育局社会教育課『大学公開講座の現状：昭和40年度の開講状況一覧』(昭和42年1月12日現在)、1967年.
- 社会教育局社会教育課「大学における公開講座の現状について」、『大学資料』26号(昭和43年2月)、1968年、pp.54-59.
- 文部省社会教育局『大学開放講座の現状』(昭和48年3月1日)1973年.
- 文部省大学局大学課「大学教育の改善等の状況について」(昭和51年度大学公開講座の開設状況関係を含む)、『大学資料』64・65合併号(昭和52年12月)、1977年、pp.81-158.
- 文部省大学局大学課「大学教育の改善等の状況について」(昭和52年度大学公開講座の開設状況関係を含む)、『大学資料』70号(昭和54年3月)、1979年、pp.6-68.
- 五十川隆夫「大学開放講座の概要」、『社会教育』34(8)、1979年、pp.46-49.
- 文部省大学局大学課「大学教育の改善等の状況について」(昭和53年度大学公開講座の開設状況を含む)、『大学資料』72・73合併号(昭和54年11月)、1979年、pp.1-70.
- 文部省大学局大学課「大学教育の改善等の状況について」(昭和54年度大学公開講座の開設状況を含む)、『大学資料』76・77合併号(昭和55年12月)、1980年、pp.1-75.
- 「大学教育等の改善等の状況について」(昭和55年度大学別公開講座開設状況を含む)、『大学資料』80・81号(昭和56年12月)、1981年、pp.70-131.
- 大学局大学課「大学教育等の改善等の状況について(続)」(昭和55年度大学公開講座の実施状況(続き)を含む)、『大学資料』82号(昭

文部省資料から見る大学公開講座の発展

和57年3月)、1982年、pp.35-62.

大学局大学課「大学教育等の改善等の状況について」(昭和56年度大学別公開講座開設状況を含む)、『大学資料』85号(昭和57年12月)、1982年、pp.13-105.

斎藤諦淳編『開かれた大学へ：大学の開放及び大学教育改革の進展』ぎょうせい、1982年.

大学局大学課「大学教育等の改善等の状況について」(昭和57年度大学別公開講座開設状況を含む)、『大学資料』89号(昭和59年1月)、1984年、pp.28-104.

社会教育局社会教育課「大学教育等の改善等の状況について」(昭和58年度大学別公開講座開設状況を含む)、『大学資料』93号(昭和60年1月)、1985年、pp.5-82.

社会教育局社会教育課「大学教育等の改善等の状況について」(昭和59年度大学別公開講座開設状況を含む)、『大学資料』97号(昭和61年3月)、1986年、pp.18-103.

社会教育局社会教育課「大学教育等の改善等の状況について」(昭和60年度大学別公開講座開設状況を含む)、『大学資料』105号(昭和63年5月)、1988年、pp.17-107.

高等教育局専門教育課「短期大学教育等の開放等の状況に関する資料」(昭和62年度大学別公開講座開設状況：国公私立短期大学分を含む)、『大学資料』107・108合併号(昭和63年7月)、1988年、pp.94-127.

生涯学習局生涯学習振興課「大学教育等の改善等の状況について」(昭和61年度大学別公開講座開設状況を含む)、『大学資料』107・108合併号(昭和63年7月)、1988年、pp.129-229.

生涯学習局生涯学習振興課「大学公開講座の実施状況について(私立大学分)」(昭和62年度大学別公開講座開設状況：私立大学分を含む)、『大学資料』111・112合併号(平成元年9月)、1989年、pp.88-164.

生涯学習局生涯学習振興課「大学公開講座の実施状況について(国公立大学分)」(昭和62年度大学別公開講座開設状況：国公立大学分を含む)、『大学資料』114号(平成2年10月)、1990年、pp.75-105.

生涯学習局生涯学習振興課「平成2年度大学公開講座実施状況」、『大学資料』119・120合併号(平成5年12月)、1993年、pp.65-195。(『大学資料』121・122合併号(平成6年3月)、pp.1-3に訂正記事あり.)

2) その他(著者名順)

浅井清『政府の憲法草案と民主主義：民主主義講座(慶應義塾大学公開講座)3』目黒書店、1946年.

中央大学公開講座委員会編『現代文化哲学の諸問題』日本図書株式会社、1948年.

三井為友「我が国における大学開放講座について」、東京都立大学人文学部編『人文学報』47号、1965年、pp.5-53.

文部省調査局統計課『社会教育調査報告書』昭和30年度(昭和30年9月15日現在)、1955年.

文部省調査局統計課『社会教育調査報告書』昭和35年度(昭和35年9月15日現在)、1960年.

文部省調査局統計課『社会教育調査報告書』昭和38年度(昭和38年9月15日現在)、1963年.

文部省社会教育局社会教育課編『社会教育審議会要覧』1960年.

米山桂三『世論と民主政治：民主主義講座(慶應義塾大学公開講座)1』目黒書店、1946年.